

# 日立市道路位置指定申請の手引

令和 7 年 4 月  
日立市都市建設部建築指導課

# 目 次

<b>第1章 道路位置指定制度について</b>	3
1 道路位置指定の趣旨	3
2 用語の定義	3
<b>第2章 道路位置指定の手続</b>	4
1 手続の流れ	4
2 関係者との調整	5
3 道路位置指定事前審査願	5
4 工事着手	6
5 道路位置指定申請	7
6 工事完了検査	9
7 築造後の管理	9
<b>第3章 指定道路の変更又は廃止の手続</b>	10
1 手続の流れ	10
2 指定道路の変更又は廃止の取扱い(意義)	11
3 指定道路変更(廃止)事前審査願	11
4 指定道路変更申請	12
5 指定道路廃止申請	12
<b>第4章 指定道路の復元の手続</b>	13
1 手続の流れ	13
2 指定道路の復元の取扱い(意義)	14
3 指定道路の復元整備	14
4 指定道路境界確定事前確認願	14
5 指定道路の位置確定	15
6 指定道路境界確定報告書	15
<b>第5章 道路位置指定の基準</b>	16
1 接続道路	16
2 袋路状道路	16
3 転回広場の形状	19
4 道路延長	20
5 指定幅員・道路幅員	21
6 すみ切り	21

7	道路舗装	23
8	道路勾配	23
9	道路排水	23
10	側溝	24
11	防護施設等	24
12	指定道路の区画標示	24
13	標識の設置	24

## **第6章 道路位置指定申請に係る参考資料** ······ 25

1	細則様式	26
2	細則外様式	30
3	工事写真要領	43

# 第1章 道路位置指定制度について

## 1 道路位置指定の趣旨

市街地における道路は、建築物との関係において、単に通行の場であるのみならず、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で極めて重要な機能を果たすものです。

そのため建築基準法では、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準として、建築物の敷地は道路に接しなければならないこと（接道義務）を定めています。この接道義務により、道路がない敷地を利用しようとする場合等には、新たに道路を築造しなければ、建築物の敷地として利用することはできません。

土地を建築物の敷地として利用するため、道路法や都市計画法等によらないで築造する道路は、建築基準法に定める基準に適合させた上で特定行政庁からその位置の指定（道路位置指定）を受ける必要があります。

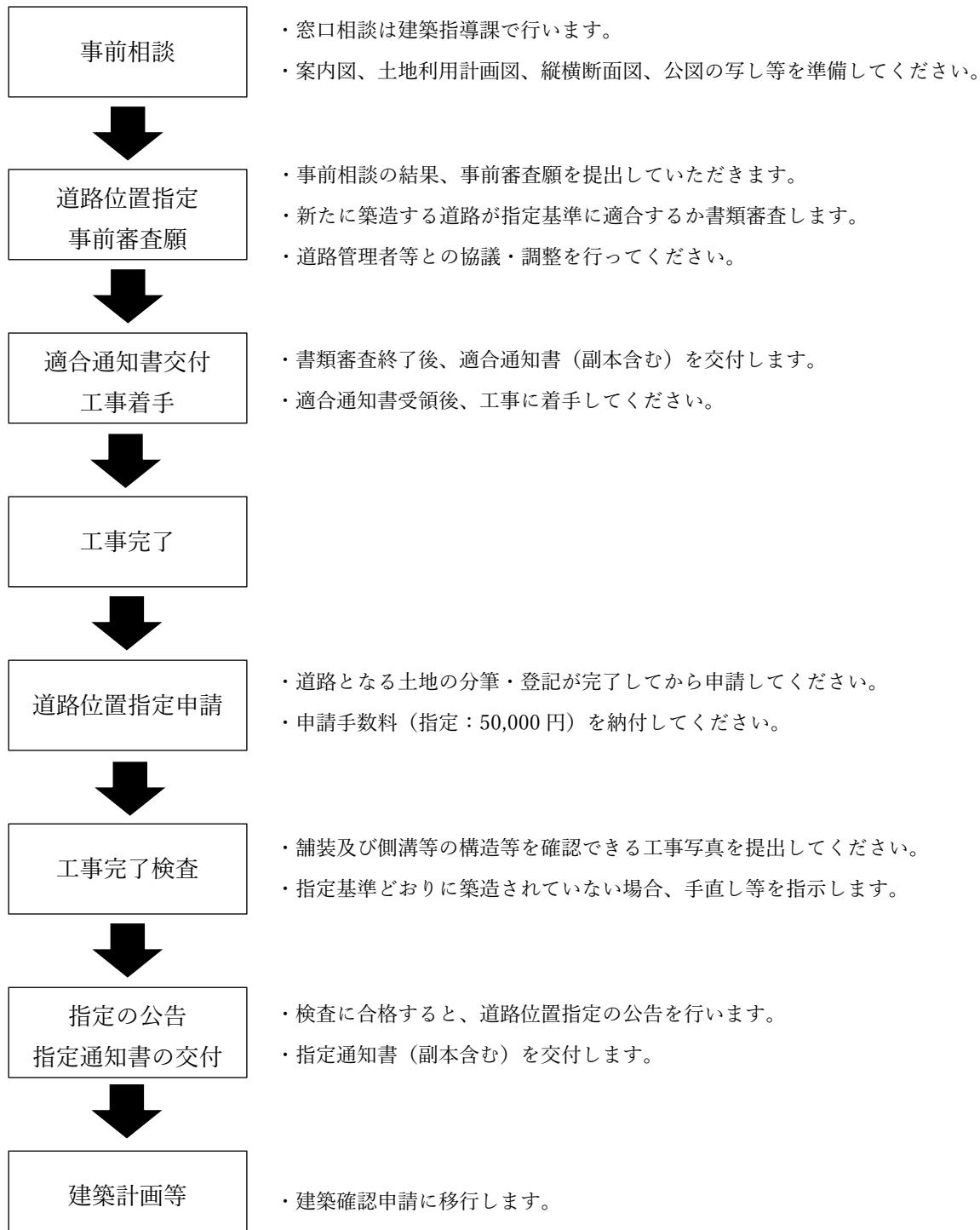
## 2 用語の定義

用語	定義
法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
令	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
省令	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
条例	日立市建築基準条例（平成 12 年 3 月条例第 10 号）
細則	日立市建築基準法施行細則（昭和 54 年 3 月規則第 6 号）
道路位置指定	法第 42 条 1 項 5 号に規定する道路の位置の指定
指定道路	道路位置指定を受けようとする道路
接続道路	指定道路が接続する法の道路
2 項道路	法第 42 条 2 項に規定する道路
2 項道路後退部分	法第 42 条 2 項に規定する道路とみなす部分
袋路状道路	法第 43 条 3 項第 5 号に規定する袋路状道路
管理者	指定道路を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するよう管理する者

## 第2章 道路位置指定の手続

### 1 手続の流れ

道路位置指定の手続フロー図は以下のとおりです。



## 2 関係者との調整

道路位置指定に伴う既存道路のL形側溝の切り下げ工事や、排水施設の移設・接続工事等を行う場合は、道路管理者（道路管理課）等との調整が必要です。調整が不十分なために道路位置指定の基準を満たさない場合、指定ができなくなりますので、十分留意してください。

また、道路位置指定に伴う電柱等の移設についても、時間がかかることがありますので、早めに電柱等の管理者と調整を行ってください。

## 3 道路位置指定事前審査願

### (1) 道路位置指定事前審査願について

日立市では、道路位置指定を受けようとする場合は、その指定申請に先立ち「道路位置指定事前審査願」の提出が必要となります。

これは、事前に計画内容、技術基準、他法令の適合性等に関する審査を行い、道路完了後に道路位置指定ができるようにするものです。

### (2) 道路位置指定事前審査願に添付する図書（正副各一部）

No	図面等の名称	記載内容
1	道路の位置の指定 事前審査願	細則外様式（P30参照）
2	委任状	代理人が手続を行う場合
3	案内図 縮尺1/2,500程度	ア 方位 イ 縮尺 ウ 指定道路の位置 エ 目標となる地物
4	公図の写し※ <sup>1</sup> 縮尺1/500	ア 方位 イ 地目、地名、地番及び地番界 ウ 申請に係る道路部分を茶色、排水経路を水色で着色 エ 申請区域は赤線で区画 オ 指定道路になる土地、指定道路に接する土地及びこの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
5	関係権利者説明状況等 報告書	細則外様式（P32参照）
6	現況平面図 縮尺1/200以上	ア 方位 イ 縮尺 ウ 地目、地名、地番及び地番界 エ 現況地盤高 オ 指定道路の位置及びこれを利用する土地の範囲 カ 接続する道路の位置、幅員、種別、名称及び道路番号 キ 既存排水施設の位置、形状
7	求積図及び求積表 縮尺1/200以上	ア 計画敷地の求積図 イ 縮尺 ウ 指定道路の面積 エ 各宅地の面積 オ その他（2項道路後退部分等）

8	土地利用計画図 縮尺1/200以上	<p>ア 方位          イ 縮尺          ウ 地目、地名、地番及び地番界          エ 指定道路の位置（茶色で着色）、中心線、形状、勾配、延長、幅員、計画高及びすみ切り          オ 計画敷地内の宅地割、面積、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及び構造          カ 計画敷地内及び計画敷地周辺の既存道路（都市計画決定した都市計画道路を含む。）の位置、幅員、種別          キ 計画敷地周辺の地形及び地物          ケ 計画敷地内外の側溝等排水施設及び排水経路（排水経路を水色で着色）          コ 指定道路の標識の設置位置及び間隔          サ 境界標の種類          シ 切土及び盛土の色分け（切土：黄、盛土：赤）※<sup>2</sup>          ス 縦横断面線の符号</p>
9	縦断面図 縮尺1/200以上	<p>ア 縮尺          イ 断面位置（原則として計画平面図における縦横断面と同一線上のものとし、その符号を記入）          ウ 勾配          エ 切土及び盛土の高さ※<sup>2</sup>          オ 現況地盤高及び計画地盤高※<sup>2</sup>          カ がけ及び道路等の位置</p>
10	横断面図 縮尺1/200以上	<p>ア 縮尺          イ 断面位置（原則として計画平面図における縦横断面と同一線上のものとし、その符号を記入）          ウ 指定道路の指定幅員、道路幅員及び勾配          エ 排水施設等の種類及び形状          オ 補装の構造及び厚み</p>
11	構造図 縮尺1/50以上	<p>ア 縮尺          イ 道路、排水施設、擁壁及び付帯施設の構造</p>

※<sup>1</sup> 公図の写しは事前審査願の提出日から3カ月以内のものとしてください。また、必要に応じて、登記事項証明書の提出をお願いする場合があります。

※<sup>2</sup> 必要に応じて、別図面とすることができます。

#### 4 工事着手

##### (1) 工事着手

ア 事前審査願の書類審査が終わると日立市から適合通知書を交付しますので、受領後に工事に着手してください。

イ 工事に着手するには、事前に他法令（道路法、下水道法、建設リサイクル法等）に基づく届出等が必要となる場合がありますので、関係部署等への手続に遺漏のないよう留意してください。

##### (2) 工事写真

工事写真を工事写真要領（P43参照）に基づき撮影してください。

##### (3) 標識の設置

ア 指定道路に設置する標識は、建築指導課から茨城県建築士会日立支部に発注依頼しますので、申請者が建築士会から購入してください。

イ 標識は、道路の築造が完了するまでに設置してください。

## 5 道路位置指定申請

### (1) 道路位置指定申請前の準備等

道路位置指定申請は、道路位置指定事前審査願の審査を受けたのち、道路の築造が完了してから行ってください。

また、道路位置指定申請に先立ち、道路となる土地を分筆し、その地目を「公衆用道路」としてください。

### (2) 道路位置指定申請に添付する図書（正副各一部）

No	図面等の名称	記載内容
1	道路の位置の指定（変更・廃止）申請書 <sup>正</sup> ・通知書 <sup>副</sup>	細則様式 様式第9号（P26参照）
2	委任状	代理人が手続を行う場合
3	案内図 縮尺1/2,500程度	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）
4	公図（原本）※ <sup>1</sup> 縮尺1/500	ア 方位 イ 地目、地名、地番及び地番界
5	公図の写し 縮尺1/500	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）
6	承諾書※ <sup>2</sup>	ア 細則様式 様式第9号（P28参照） イ 作成要領は(4)のとおり
7	土地利用計画図 縮尺1/200以上	道路位置指定事前審査願と同様（P6参照）
8	縦断面図 縮尺1/200以上	道路位置指定事前審査願と同様（P6参照）
9	横断面図 縮尺1/200以上	道路位置指定事前審査願と同様（P6参照）
10	構造図 縮尺1/50以上	道路位置指定事前審査願と同様（P6参照）
11	地籍測量図 縮尺1/250	不動産登記規則第77条に掲げられている事項
12	登記事項証明書※ <sup>1</sup>	ア 指定道路となる土地及び指定道路に接する土地の各筆 イ 指定道路となる土地及び指定道路に接する土地に存在する建築物
13	印鑑登録証明書※ <sup>3</sup>	指定道路の土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書
14	道路及び水路の占用許可	道路及び水路を占用する場合
15	道路及び水路の工事許可	接続道路の側溝又は水路等に流末を接続する場合
16	道路位置指定管理者届	細則外様式（P34参照）

※<sup>1</sup> 公図及び登記事項証明書は、指定道路部分を分筆・登記後のものを添付してください。

※<sup>2</sup> 土地の所有者等からの承諾書は、権利登記された日以降に取得してください。

※<sup>3</sup> 印鑑登録証明書は、最近3カ月以内に取得したものを添付してください。

(3) 申請書作成要領

No	項目	要領等
1	申請者	指定道路を築造しようとする者又は指定道路に関係のある者とする。
2	代理人・図書作成者	ア 申請者の代わりに申請する場合 イ 代理人及び図書作成者は、原則、建築士、測量士又は土地家屋調査士とする。
3	道路となる土地の地名地番	指定道路となる部分の地名地番を記載する。
4	図面上の符号	道路の形状を表記する。
5	指定幅員、道路幅員及び延長	ア 指定幅員は、道路敷等を含んだ幅員とし、道路幅員は、有効幅員を記載する。 イ 幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員（すみ切り部分を除く）を記載する。 ウ 幅員及び延長は、小数点以下3位以下切り捨て、2位まで記載する。（単位：m）
6	側溝の種類・寸法、すみ切り及び転回広場	ア 側溝の種類（U字溝、L字溝等）及び側溝の内法寸法を記載する。 イ 箇所数を記載する。
7	道路の表示方法	側溝、縁石及び境界杭等により道路の区画を標示するものを記載する。

(4) 承諾書作成要領

ア 承諾書の意義

(ア) 道路位置指定を受けた土地は、法第44条の規定（道路内の建築制限）等が適用されるため、当該道路部分の土地利用に関し制限が課されます。

(イ) そのため、道路位置指定申請にあたっては、「指定道路となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の関係権利者等の承諾書」が必要になります。

(ウ) 承諾書の日付は、土地の分筆・合筆、公衆用道路への地目変更、地積の変更等、土地登記事項証明書の記載事項が指定を受けようとする道路敷地の内容と同一の状況となつた日付以降とする必要があります。

イ 承諾を必要とする範囲

(ア) 指定道路となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の関係権利者

(イ) 指定道路に接する土地及びその土地にある建築物若しくは工作物の所有者  
※公有地等は、承諾を省略することができます。

ウ 承諾を必要とする関係権利者

所有権、地上権、抵当権、賃借権、地役権及び先取特権等のそれぞれ権利を有する者となります。

エ 承諾書

(ア) 承諾書は、権利別に承諾者の住所、氏名、承諾年月日、その権利の存する土地の地名地番を記載し、承諾印を押印してください。

(イ) 親権者、法定代理人のいる場合は、(ア)と同様に記載押印してください。

(ウ) 申請者がウの権利を有する場合は、(ア)と同様に記載押印してください。

(エ) 指定道路となる土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物の関係権利者の承諾印は、印鑑登録したものを押印してください。

(オ) 承諾書の欄外に、道路位置指定図と割印を押印してください。

#### オ その他の書類

- (ア) 承諾書に押印された各承諾印の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内のもの）
- (イ) 指定道路となる土地及びその土地にある建築物の土地登記簿謄本（申請日から3か月以内のもの）
- (ウ) 指定道路に接する土地及びその土地にある建築物の土地登記簿謄本（申請日から3か月以内のもの）
- (エ) 指定道路となる土地に公有地が含まれる場合は、占用許可書（払下げ、借用等を許可したことを証する書類の写し）
- (オ) 指定道路となる土地に農地が含まれる場合は、農地転用許可書の写し又は受付印を押印した農地転用許可申請書の写し
- (カ) 指定道路となる土地の権利者が死亡等により不在で登記簿上の権利がまだ転移されていない場合には、その土地を相続する権利がある者全員の承諾書

### 6 工事完了検査

- (1) 道路の築造工事が完了したら、道路位置指定申請書に次の表に掲げる関係図書を添えて提出してください。

名称	内容
工事完了チェックリスト	ア 細則外様式（P33参照） イ 工事完了後、現地で確認を行い、チェックリストを作成する。
工事完了写真	ア 用紙は、A4縦綴じとし、1ページあたり3枚程度の写真を貼付する。 イ 写真は、カラー写真とする。 ウ 写真は、工事写真要領（P43参照）に基づき作成する。

- (2) 関係部署等への完了届や検査手続が必要な場合は、申請者と関係部署等との間で直接行ってください。

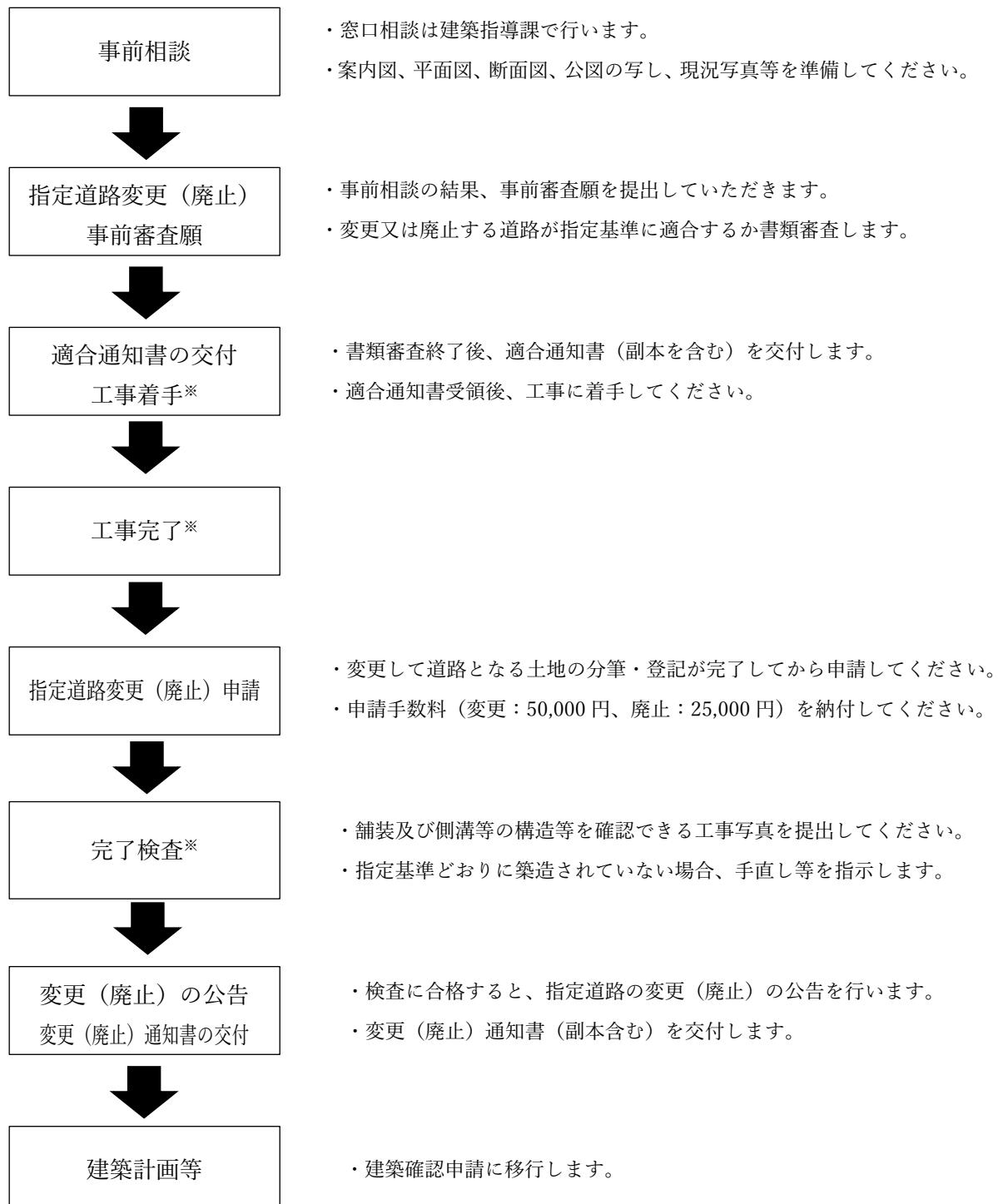
### 7 築造後の管理

- (1) 指定道路の管理者は、当該道路を常に指定を受けた際の条件等に適合するよう、維持管理を行う必要があります。
- (2) 指定道路の所有者、使用者等の関係権利者から管理者を決定し、道路位置指定管理者届（細則外様式 P34参照）を提出してください。
- (3) 販売者等は指定道路に接道する土地及び建物の購入者に、この道路の性質及び管理上の留意点を必ず説明してください。
- (4) 指定道路部分の所有権等権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理等が継承されますので、内容について十分説明をしてください。

## 第3章 指定道路の変更又は廃止の手続き

### 1 手続きの流れ

指定道路の変更・廃止の手続きフロー図は以下のとおりです。



\* 変更の場合

## 2 指定道路の変更又は廃止の取扱い（意義）

- (1) 指定道路の変更とは、既存の指定道路の延長、幅員又は形状等を変更することです。
- (2) 指定道路の廃止とは、既存の指定道路の一部又は全部を廃止することです。
- (3) 都計法第29条の開発許可により、既存の指定道路を廃止する場合（法42条1項2号道路又は宅地となる場合）も廃止申請が必要になります。この場合には、原則として開発許可の完了の公告日と道路の廃止の公告日をあわせる必要があります。
- (4) 変更又は廃止した場合に、指定道路の基準を満たさなくなる場合など、変更及び廃止ができない場合がありますので注意してください。

## 3 指定道路変更（廃止）事前審査願

### (1) 指定道路変更（廃止）事前審査願について

日立市では、指定道路の変更又は廃止に先立ち、当該変更又は廃止に係る道路に接する敷地が法第43条第1項又は同条第3項の規定に基づく日立市建築基準条例の規定等に抵触しないことを確認するため、「指定道路変更（廃止）事前審査願」の提出が必要となります。

### (2) 指定道路変更の場合の添付図書は、「第2章 道路位置指定の手続き 3 道路位置指定事前審査願」の図書と同様とします。

※ 道路位置指定事前審査願の記載内容中「指定道路」とあるのは、「変更しようとする指定道路」と読み替えるものとする。

### (3) 指定道路廃止の場合は、下表のとおりとします。

指定道路廃止事前審査願に添付する図書（正副各一部）※<sup>1</sup>

No	図面等の名称	記載内容
1	道路の位置の変更（廃止）事前審査願	細則外様式（P31参照）
2	委任状	代理人が手続きを行う場合
3	案内図 縮尺1/2,500程度	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）※ <sup>2</sup>
4	公図の写し※ <sup>2</sup> 縮尺1/500	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）※ <sup>2</sup>
5	関係権利者説明 状況等報告書	細則外様式（P32参照）
6	土地利用計画図	指定時の土地利用計画図に廃止部分を明示
7	求積図及び求積表 縮尺1/200以上	ア 計画敷地の求積図 イ 縮尺 ウ 指定道路の面積
8	現場の写真	既存の指定道路全体（廃止をしようとする部分を含む。）を確認できる写真

※<sup>1</sup> 道路位置指定事前審査願の記載内容中「指定道路」とあるのは、「廃止しようとする指定道路」と読み替えるものとする。

※<sup>2</sup> 公図の写しは事前審査願の提出日から3カ月以内のものとしてください。また、必要に応じて、登記事項証明書の提出をお願いする場合があります。

#### 4 指定道路変更申請

##### (1) 指定道路変更申請前の準備等

指定道路変更申請は、指定道路変更事前審査願の審査を受けたのち、道路の築造が完了してから行ってください。

##### (2) 指定道路変更申請に必要な図書及び申請図作成要領は、「第2章 道路位置指定の手続き

##### 5 道路位置指定申請」と同様とします。

※ 道路位置指定申請の記載内容中「指定道路」とあるのは、「変更しようとする指定道路」と読み替え、図書を作成してください。

#### 5 指定道路廃止申請

##### (1) 指定道路廃止申請に添付する図書（正副各一部）※<sup>1</sup>※<sup>2</sup>

No	図面等の名称	記載内容
1	道路の位置の指定（変更・廃止）申請書 <sup>正</sup> ・通知書 <sup>副</sup>	細則様式 様式第9号（P26参照）
2	委任状	代理人が手続きを行う場合
3	案内図	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）
4	承諾書	道路位置指定申請と同様（P7参照）
5	土地利用計画図	指定時の土地利用計画図に廃止部分を明示
6	公図※ <sup>3</sup> 縮尺1/500程度	道路位置指定申請と同様（P7参照）
7	公図の写し 縮尺1/500程度	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）
8	登記事項証明書※ <sup>3</sup>	道路位置指定申請と同様（P7参照）
9	印鑑登録証明書※ <sup>4</sup>	道路位置指定申請と同様（P7参照）

※<sup>1</sup> 道路位置指定申請の記載内容中「指定道路」とあるのは、「廃止しようとする指定道路」と読み替え、図書を作成してください。

※<sup>2</sup> 事前審査願の際に記載した内容については、本申請の際も記載すること。

※<sup>3</sup> 公図及び登記事項証明書は、指定道路部分を分筆・合筆・登記後のものを添付してください。

※<sup>4</sup> 印鑑登録証明書は、最近3カ月以内に取得したものを添付してください。

##### (2) 申請書作成要領は、「第2章 道路位置指定の手続き 5 道路位置指定申請 (3) 申請書

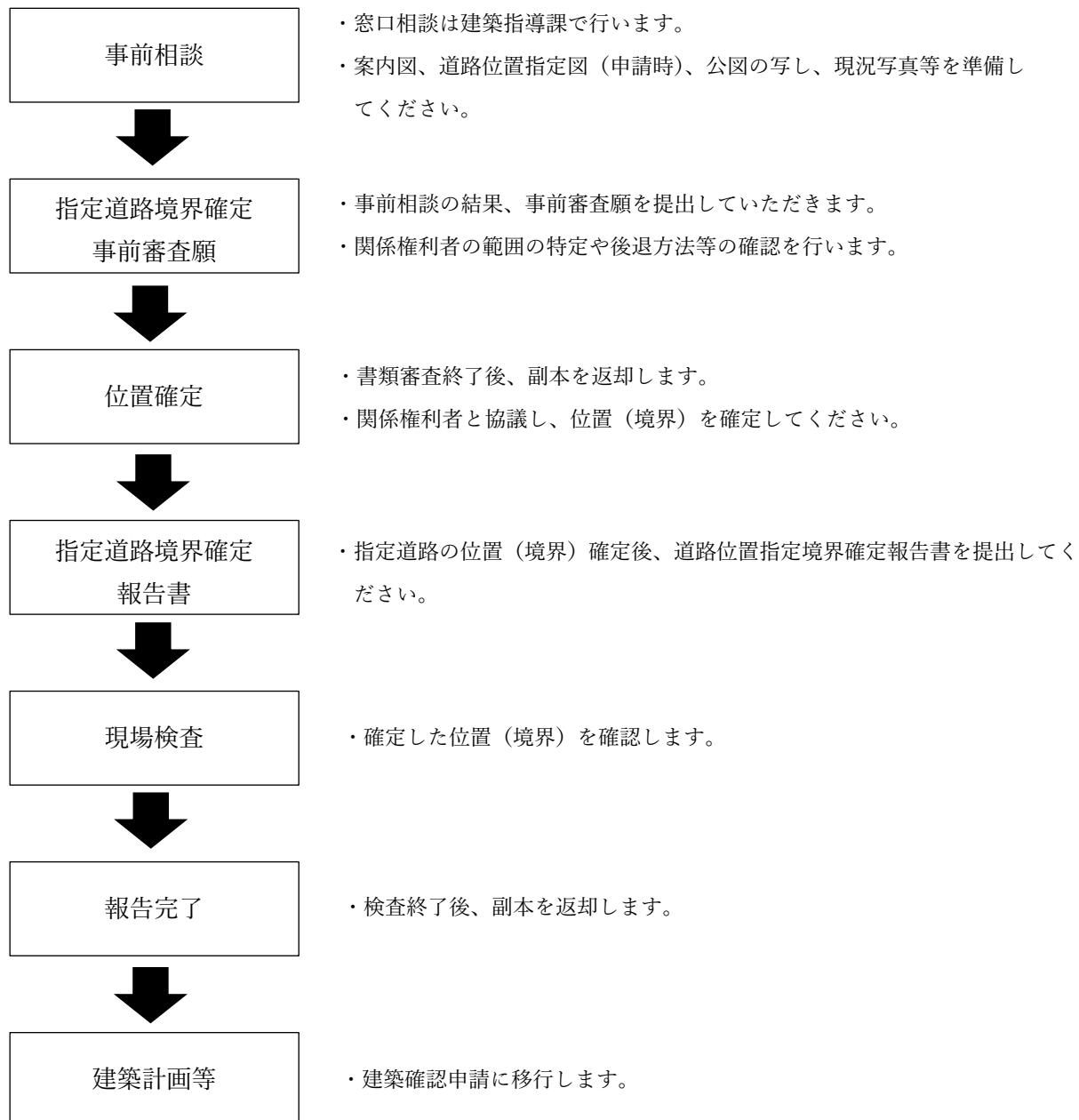
##### 作成要領」と同様とします。

※ 道路位置指定申請の記載内容中「指定道路」とあるのは、「廃止しようとする指定道路」と読み替え、申請書を作成してください。

## 第4章 指定道路の復元の手続

### 1 手続の流れ

指定道路の復元の手続フロー図は以下のとおりです。



## 2 指定道路の復元の取扱い（意義）

- (1) 既存の指定道路において、古い年代のものの中には、道路部分の分筆がされていないことで位置が不明確となっている場合や、幅員・延長が計画とおり確保されずに築造された場合などがあります。
- (2) 建築確認申請時には、法上の道路の位置や幅員等を確認し確定させる必要があり、指定道路が不明確なままでは、建築確認申請を進めることができません。
- (3) この取扱いは、不明確な指定道路の解消を図り、良好な市街地環境を図ることを目的としています。

## 3 指定道路の復元整備

- (1) 現況の指定道路において、幅員や延長等が指定道路の申請時と相違する場合には、指定道路の境界や中心線について関係権利者と協議を行った上で、指定道路の位置を確定し、復元します。
- (2) 道路は4m以上の幅員が必要です。幅員が不足している場合は、現況の指定道路の中心から指定幅員の2分の1後退するなど、関係権利者の協議により後退方法を決定します。  
※ 関係権利者とは、申請者（建築主）のほか、指定道路所有者、道路の対向敷地所有者、隣接地所有者等とする。
- (3) 協議を行った結果、道路位置の確定に至らない場合は、暫定的に、計画敷地側に一方後退することで道路幅員を確保します。
- (4) 指定道路の後退部分には、建築物等（建築物、擁壁、門、塀、花壇等）を築造できません。また、計画敷地の後退部分に存する建築物等は除却しなければなりません。
- (5) 指定道路の位置が確定した際、道路を分筆し、地目変更（公衆用道路）の登記をすることで、関係権利者とのトラブルを未然に防ぐことができます。

## 4 指定道路境界確定事前確認願

### (1) 指定道路境界確定事前審査願について

日立市では、境界確定に先立ち、関係権利者の範囲の特定や後退方法等を確認するため、指定道路境界確定事前確認願の提出が必要となります。

### (2) 指定道路境界確定事前確認願に添付する図書（正副各一部）※<sup>1</sup>

No	図面等の名称	記載内容
1	指定道路境界確定事前確認願	細則外様式（P36参照）
2	委任状	代理人が手続を行う場合
3	案内図	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）
4	道路境界線確認協議図	ア 現況の指定道路の形状、延長及び幅員 イ 復元（予定）後の指定道路の幅員及び道路後退線
5	土地利用計画図	指定時の土地利用計画図の写し
6	公図の写し※ <sup>2</sup>	道路位置指定事前審査願と同様（P5参照）
7	地籍測量図	不動産登記規則第77条に掲げられている事項
8	土地の登記事項証明書※ <sup>2</sup>	指定道路の土地及び指定道路に隣接する土地の各筆
9	現況写真	ア 全体を確認できる箇所（二方向） イ 指定道路の幅員を計測明記したもの

※<sup>1</sup> 道路位置指定申請の記載内容中「指定道路」とあるのは、「位置を確定しようとする指定道路」と読み替え、図書を作成してください。

※<sup>2</sup> 公図の写し・登記事項証明書は申請日から3カ月以内に取得したものとしてください。

## 5 指定道路の位置確定

指定道路境界確定事前審査願の審査を受けたのち、関係権利者と協議し、指定道路の位置（境界）を確定させてください。

確定した位置で現地に境界を明示し、地積測量図を作成してください。

## 6 指定道路境界確定報告書

- (1) 指定道路の位置が確定後に、次号に掲げる関係図書を添えて報告してください。
- (2) 指定道路境界確定報告書に添付する図書（正副各一部）

No	図面等の名称	記載内容
1	指定道路境界確定報告書	細則外様式（P37参照）
2	委任状	代理人が手続を行う場合
3	案内図	
4	道路境界線確認協議図	
5	土地利用計画図	
6	公図の写し※ <sup>1</sup>	指定道路境界確定事前確認願と同様（P14参照）※ <sup>2</sup>
7	地籍測量図	
8	土地の登記事項証明書	
9	写真	<p>ア 復元した指定道路全体を確認できる箇所（二方向） イ 復元後の指定道路の幅員を計測明記したもの ウ 指定道路の境界標</p>

※<sup>1</sup> 公図・登記事項証明書は申請日から3ヵ月以内、印鑑登録証明書は承諾した日（承諾書の日付）3ヵ月以内に取得したものとしてください。

※<sup>2</sup> 道路位置指定申請の記載内容中「指定道路」とあるのは、「位置を確定した指定道路」と読み替え、図書を作成してください。

## 第5章 道路位置指定の基準

### 1 接続道路

令第144条の4第1項第1号の規定により、指定道路の両端は法の道路に接続しなければなりません。ただし、袋路状道路に掲げる基準に適合する場合には、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路で、その一端のみが法の道路に接続したものをおいいます。）とすることができます。

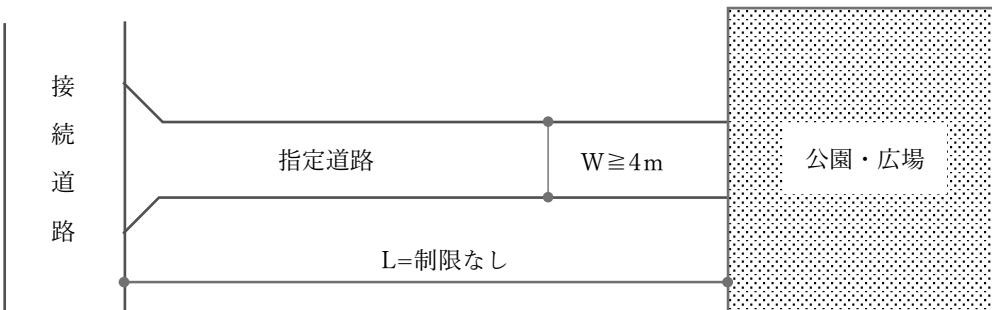


### 2 袋路状道路

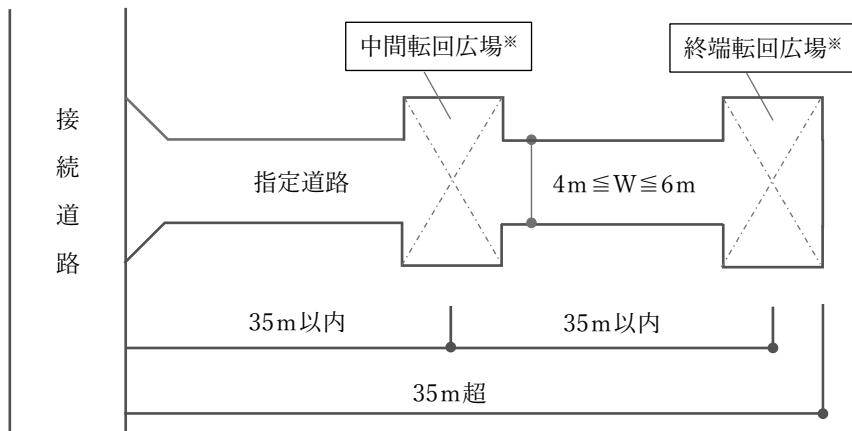
#### (1) 延長が35メートル以下の場合



#### (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車転回に支障のないものに接続し、かつ、自動車の転回のために使用することについて、その所有者又は管理者の承諾を得た場合



(3) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場\*が設けられている場合（※建設省告示第1837号に適合）

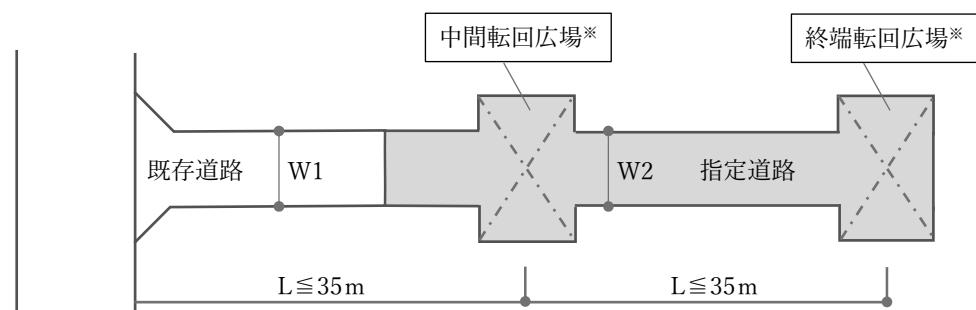
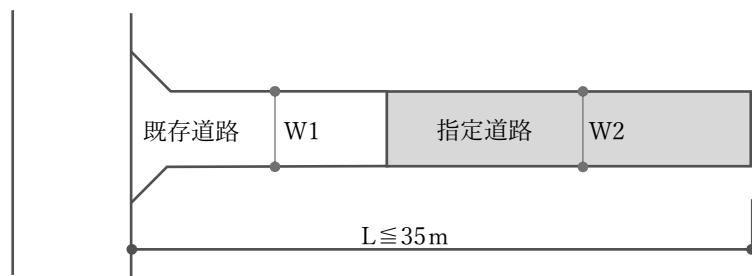


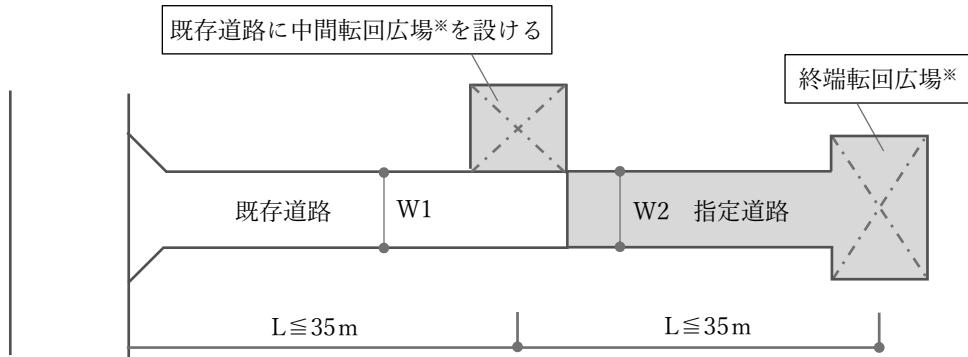
(4) 指定道路の幅員が6m以上の場合



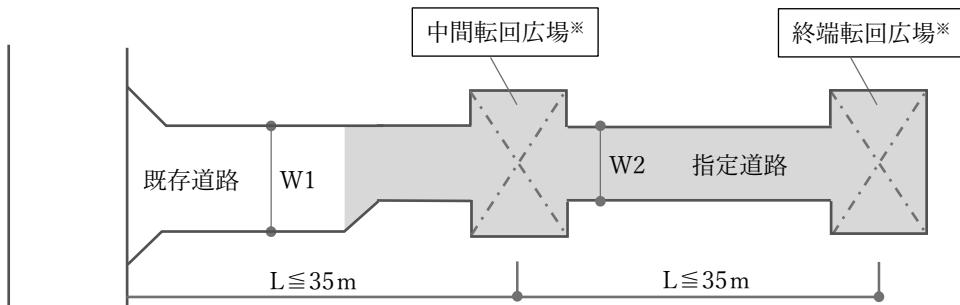
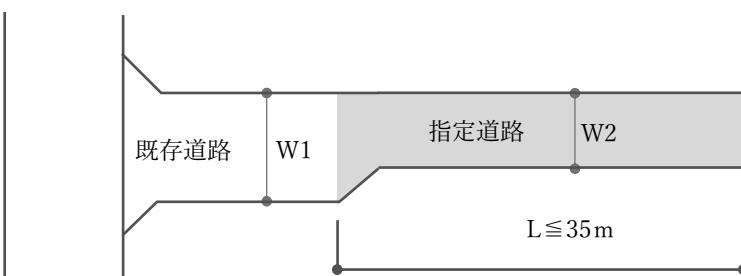
(5) 既存の袋路状道路に接続する場合

ア 4m ≤ W1 < 6m で 4m ≤ W2 < 6m のとき



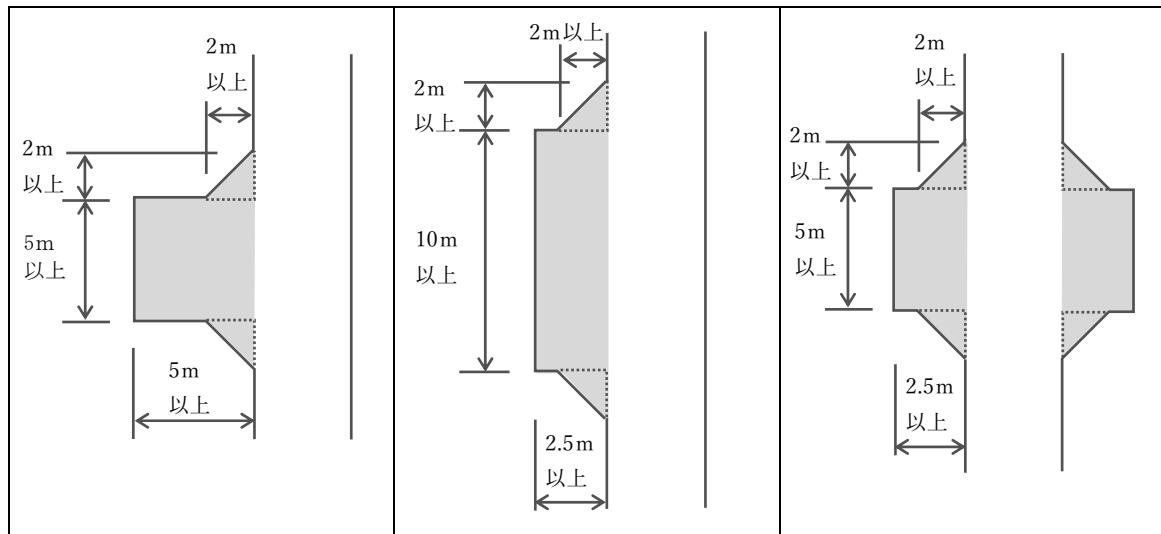


イ  $W_1 \geq 6\text{ m}$  で  $4\text{ m} \leq W_2 < 6\text{ m}$  のとき

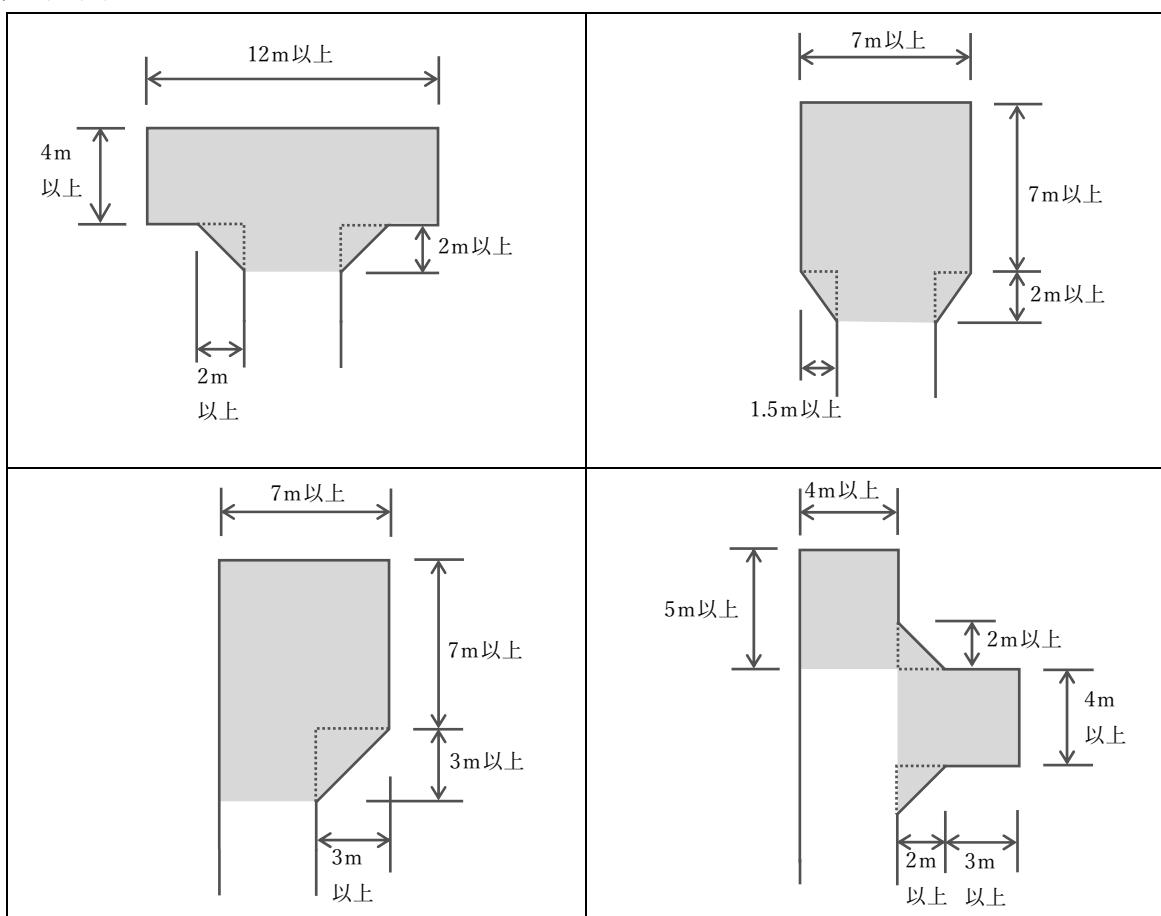


### 3 転回広場の形状

#### (1) 中間転回広場



#### (2) 終端転回広場



#### 4 道路延長

位置指定道路の延長は、当該道路の中心線の延長を測ります。

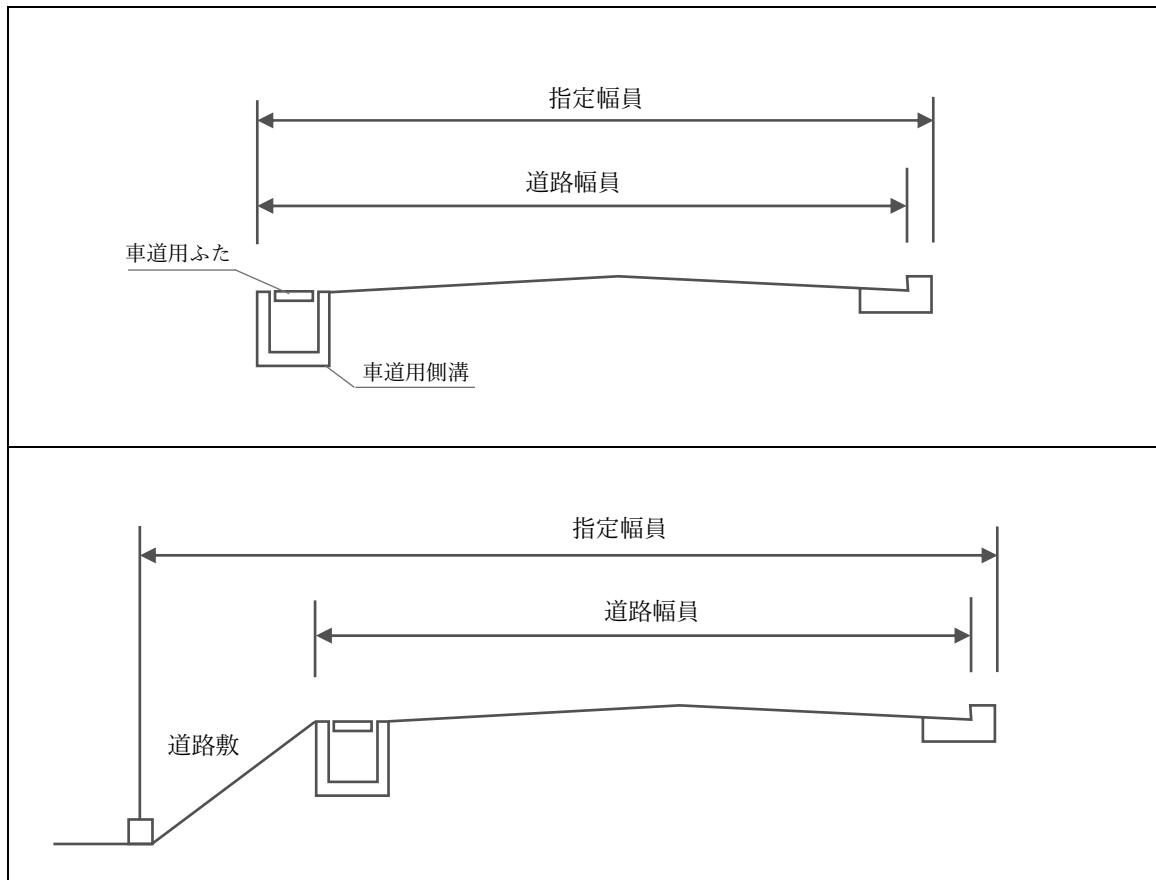
例	延長
	$a + b$
	$a$

また、位置指定道路の延長の起算点は、指定道路の中心線の延長と他の法の道路の境界線とが交差する点となります。

接続道路が 2項道路の場合	接続道路内に歩道が 設けられている場合	指定道路内に 水路がある場合	接続道路と指定道路 とが直交しない場合

## 5 指定幅員・道路幅員

- (1) 指定幅員及び道路幅員は、当該道路の中心線に対し直角に計測する。
- (2) 道路幅員は4メートル以上とする。
- (3) 道路幅員内には、交通の障害となる電柱等は設けないこと。

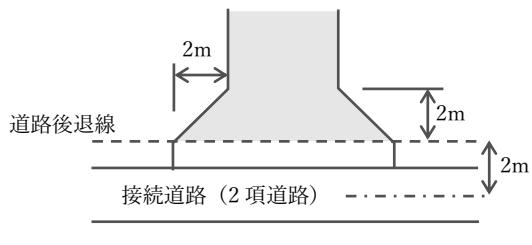


## 6 すみ切り

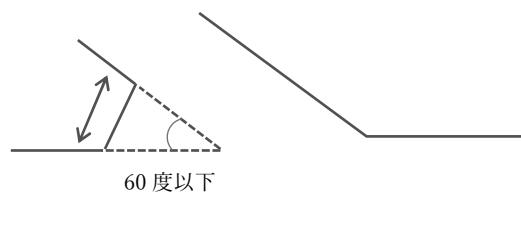
- (1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設けること。

接続部	交差部	屈曲部

(2) 接続道路が法 42 条 2 項道路の場合は、道路後退線までが法の道路であるため、後退部分からすみ切りを設けること。

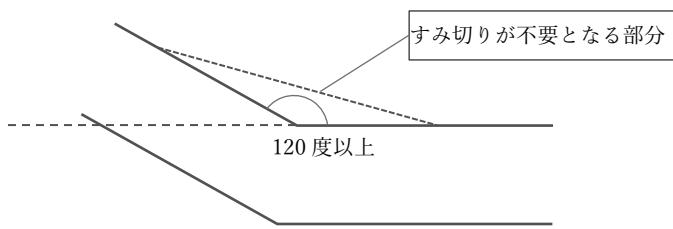


(3) 交差、接続又は屈曲により生ずる角地の内角が 60 度以下となる場合には、当該角地の隅角を挟む辺を二等辺とする底辺 2 m以上の三角形の部分を道に含むすみ切りを設けること。

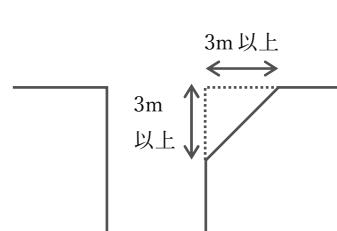


(4) 次のいずれかに該当する場合には、すみ切りの設置について緩和があります。

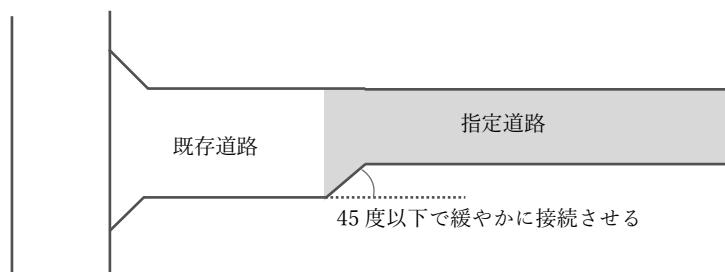
ア 交差、接続又は屈曲により生ずる角地の内角が 120 度以上となる場合



イ 片側に 3 メートル以上のすみ切りを設ける場合

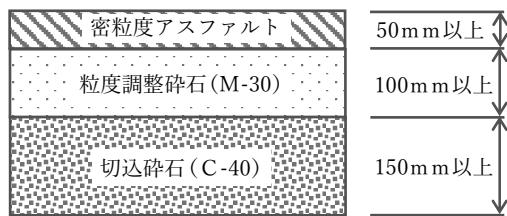


ウ 袋路状道路の終端に接続させる場合



## 7 道路舗装

指定道路の舗装は、アスファルト舗装とし、自動車等の通行及び通常の維持管理において支障がない構造とする。

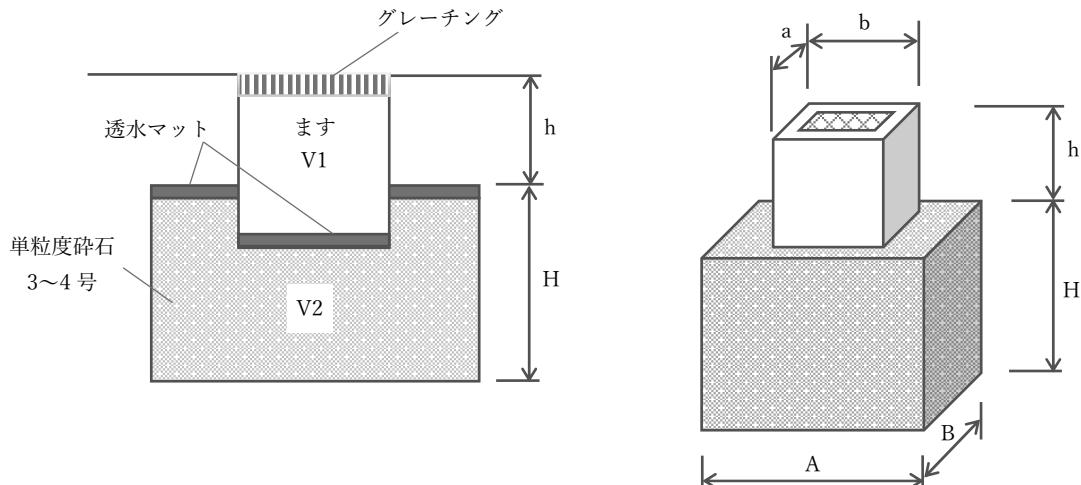


## 8 道路勾配

- (1) 横断勾配は、排水及び通行に安全上支障ない勾配とする。
- (2) 縦断勾配は 12 パーセント以下で階段状としない。なお、縦断勾配が 9 パーセントを超える場合は、滑り止めの処置（セメントコンクリート舗装又は滑り止めを有するアスファルトコンクリート舗装）を行う。

## 9 道路排水

指定道路内の雨水は、側溝等を設け、公共の排水路等に有効に放流すること。ただし、放流することが困難な場合には、道路の面積 70 平方メートルあたり、1 立方メートル以上の雨水を貯留することができる浸透枠を適切な箇所に設けることにより処理することができる。



$$\Sigma V = (V_1 + V_2) \geq (1/70) \times S$$

$V_1$  : 浸透枠の貯水量 ( $V_1 = a \times b \times h$ )

$V_2$  : 浸透枠底盤碎石の抱水量 ( $V_2 = A \times B \times H \times k$ )  $k$  : 碎石空隙率 = 0.25

$S$  : 道路面積

(参考)

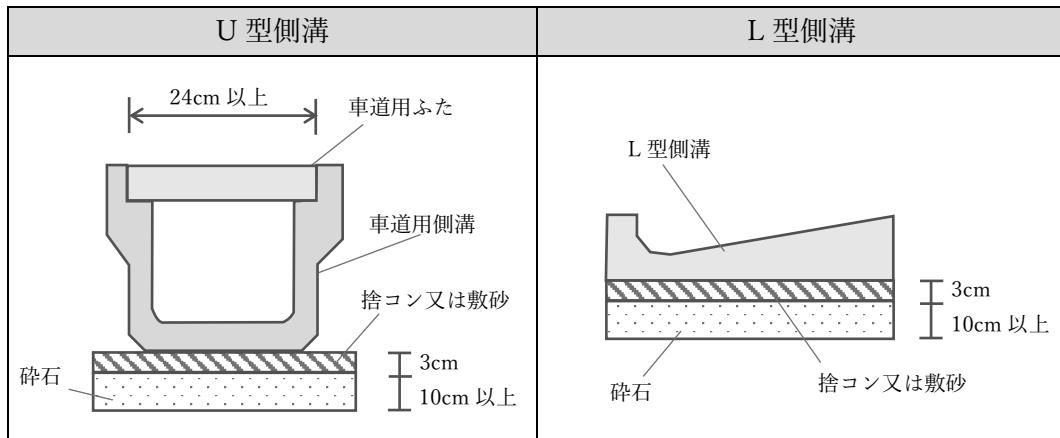
$$V = A \times f \times r$$

$V$  : 貯留槽  $A$  : 排水面積  $f$  : 流出係数 0.5  $r$  : 降雨量 30 mm/日

## 10 側溝

側溝は、原則として指定道路の両側にU型側溝（一般車両の通行に耐え得る構造のもの）を設置することとする。

ただし、位置指定道路の形状や形態、周辺の状況等により、上記によらない場合は、特定行政庁と協議の上、排水に支障がないこと（市道側溝への接続方法、雨水浸透施設等）を確認し、L型側溝等とすることができます。



## 11 防護施設等

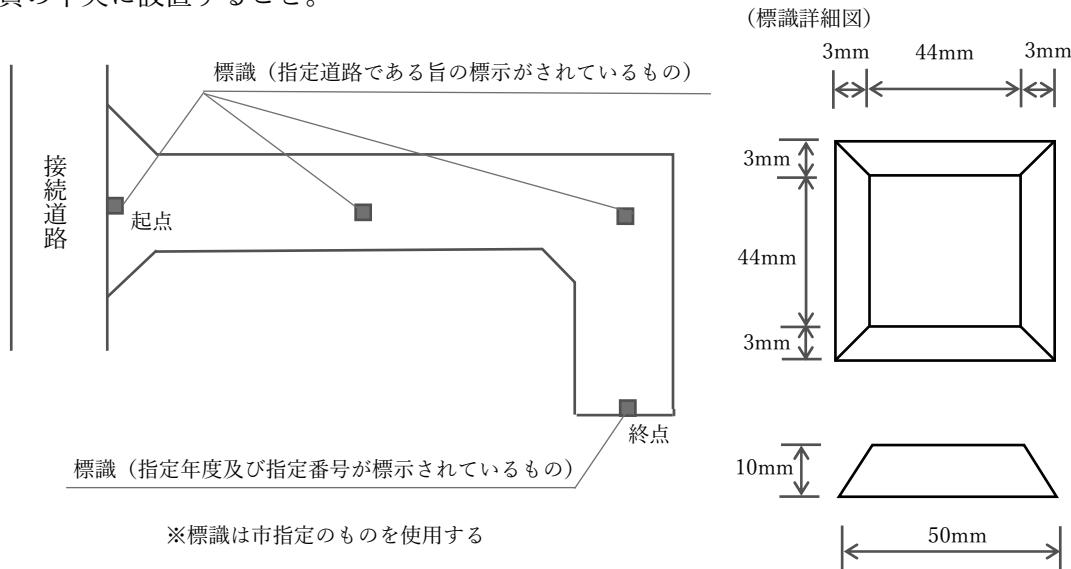
指定道路が、がけ地等に隣接する場合又は通行の安全を確保する必要がある場合には、ガードレール、フェンス等の防護施設及びカーブミラー、街灯等の安全施設を設置するものとする。

## 12 指定道路の区画標示

指定道路の両端及び終点は、U字側溝、L型側溝又は縁石等で区画すること。

## 13 標識の設置

指定道路の屈曲点及び直線のおおむね 10mごとに市長が指定する標識を指定道路の道路幅員の中央に設置すること。



## 第6章 道路位置指定申請に係る参考資料

### 1 細則様式

- ・ 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（正）【様式第9号】……………26
- ・ 道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（副）【様式第9号】……………27
- ・ 承諾書【様式第9号】……………28
- ・ 道路の位置の指定（変更・廃止）申請図【様式第10号】……………29

### 2 細則外様式

- ・ 道路の位置の指定事前審査願【細則外様式第1号】……………30
- ・ 道路の位置の変更（廃止）事前審査願【細則外様式第2号】……………31
- ・ 関係権利者説明状況等報告書【細則外様式第3号】……………32
- ・ 工事完了チェックリスト【細則外様式第4号】……………33
- ・ 道路位置指定管理者届【細則外様式第5号】……………34
- ・ 道路位置指定管理者変更届【細則外様式第6号】……………35
- ・ 指定道路境界確定事前確認願【細則外様式第7号】……………36
- ・ 指定道路境界確定報告書【細則外様式第8号】……………37
- ・ 道路位置指定協議経過報告書（暫定後退用）【細則外様式第9号】……………39
- ・ 道路位置指定協議経過報告書（暫定一方後退用）【細則外様式第10号】……………41

### 3 卷末資料

- ・ 工事写真要領……………43

## 1 細則様式

様式第9号（第13条関係）

正

### 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

年　月　日

日立市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

建築基準法第42条第1項第5号（日立市建築基準法施行細則第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 代理者資格 住 所 氏 名 事務所名	( ) 登録第 号 電話 ( ) 事務所 ( ) 登錄 第 号				
2 図書作成者 住 所 氏 名 事務所名	( ) 登錄第 号 電話 ( ) 事務所 ( ) 登錄 第 号				
3 道路となる土地 の地名地番	分筆前				
	分筆後				
4 既に指定を受けた道路の指定番号・年月日又は（変更・廃止）しようとする道路の指定番号・年月日				第 号 年 月 日	
5 申 請 道 路	図面上の符号	道路幅員	指定幅員	延長	摘要
		mm	mm	mm	側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所
6 道路の表示方法					
7 申請理由					
※ 受付欄		※ 決裁欄			
		※ 檢査完了日		※ 指定番号・年月日	
		年 月 日		第 号 年 月 日	

## 1 細則様式

様式第9号（第13条関係）

副	道路の位置の指定（変更・廃止）通知書																																																																																	
					第 号																																																																													
					殿																																																																													
					年 月 日																																																																													
<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）をしたので通知します。</p>																																																																																		
日立市長 <span style="margin-left: 20px;">印</span>																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 代理者資格</td> <td colspan="5">( ) 登録第 号 電話 ( )</td> </tr> <tr> <td>住 所 氏 名</td> <td colspan="5">事務所 ( ) 登錄 第 号</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 図書作成者</td> <td colspan="5">( ) 登錄第 号 電話 ( )</td> </tr> <tr> <td>住 所 氏 名</td> <td colspan="5">事務所 ( ) 登錄 第 号</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>3 道路となる土地 の 地 名 地 番</td> <td style="width: 10%;">分筆前</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>分筆後</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>4 既に指定を受けた道路の指定番号・年月日又は（変更 ・廃止）しようとする道路の指定番号・年月日</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">第 号 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 申 請 道 路</td> <td>図面上の符号</td> <td>道路幅員</td> <td>指定幅員</td> <td>延長</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td>側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所</td> </tr> <tr> <td>6 道路の表示方法</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>※ 備 考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						1 代理者資格	( ) 登録第 号 電話 ( )					住 所 氏 名	事務所 ( ) 登錄 第 号					事 務 所 名						2 図書作成者	( ) 登錄第 号 電話 ( )					住 所 氏 名	事務所 ( ) 登錄 第 号					事 務 所 名						3 道路となる土地 の 地 名 地 番	分筆前						分筆後					4 既に指定を受けた道路の指定番号・年月日又は（変更 ・廃止）しようとする道路の指定番号・年月日				第 号 年 月 日		5 申 請 道 路	図面上の符号	道路幅員	指定幅員	延長	摘要		m	m	m	側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所	6 道路の表示方法						※ 備 考					
1 代理者資格	( ) 登録第 号 電話 ( )																																																																																	
住 所 氏 名	事務所 ( ) 登錄 第 号																																																																																	
事 務 所 名																																																																																		
2 図書作成者	( ) 登錄第 号 電話 ( )																																																																																	
住 所 氏 名	事務所 ( ) 登錄 第 号																																																																																	
事 務 所 名																																																																																		
3 道路となる土地 の 地 名 地 番	分筆前																																																																																	
	分筆後																																																																																	
4 既に指定を受けた道路の指定番号・年月日又は（変更 ・廃止）しようとする道路の指定番号・年月日				第 号 年 月 日																																																																														
5 申 請 道 路	図面上の符号	道路幅員	指定幅員	延長	摘要																																																																													
		m	m	m	側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所																																																																													
6 道路の表示方法																																																																																		
※ 備 考																																																																																		

## 1 細則様式

様式第9号（第13条関係）

### 承諾書

図面のとおり道路の位置の指定（変更・廃止）に承諾いたします。				
申請者		殿		
年月日	権利別	分筆前の地名地番	分筆後の地名地番	住所・氏名
				(印)
備考				

- 注 1 ※印欄は記入しないこと。  
2 「5 申請道路」欄のm（メートル）は、小数点以下2位まで記入すること。  
3 「6 道路の表示方法」欄は、指定道路内及びこれに接する表示杭等のみ記入すること。  
4 「備考」欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること  
5 欄外に、道路位置指定土地利用計画図と割印をすること。

1 錄則様式

様式第10号 (第13条関係)

道路の位置の指定(変更・廃止)申請図

(付近見取図 土地利用計画図 指定道路等の断面図)

図面作成者 住所・氏名
----------------

## 2 細則外様式

### 2 細則外様式

細則外様式第1号

#### 道路の位置の指定事前審査願

				年      月      日																																																														
日立市長 殿																																																																		
				申請者 住 所 氏 名																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 代理者資格</td> <td colspan="4">( ) 登録第 号 電話 ( )</td> </tr> <tr> <td>住 所 氏 名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>事 務 所 名</td> <td colspan="4">事務所 ( ) 登錄 第 号</td> </tr> <tr> <td>2 図書作成者</td> <td colspan="4">( ) 登錄第 号 電話 ( )</td> </tr> <tr> <td>住 所 氏 名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>事 務 所 名</td> <td colspan="4">事務所 ( ) 登錄 第 号</td> </tr> <tr> <td>3 道路となる土地 の 地名地番</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 申請内容</td> <td style="text-align: center;">道路幅員</td> <td style="text-align: center;">指定幅員</td> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">摘要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td>側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所</td> </tr> <tr> <td>5 申 請 理 由</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 受付欄</td> <td colspan="3">※ 決裁欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備 考</td> </tr> </table>					1 代理者資格	( ) 登録第 号 電話 ( )				住 所 氏 名					事 務 所 名	事務所 ( ) 登錄 第 号				2 図書作成者	( ) 登錄第 号 電話 ( )				住 所 氏 名					事 務 所 名	事務所 ( ) 登錄 第 号				3 道路となる土地 の 地名地番					4 申請内容	道路幅員	指定幅員	延 長	摘要	m	m	m	側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所	5 申 請 理 由					※ 受付欄		※ 決裁欄								備 考		
1 代理者資格	( ) 登録第 号 電話 ( )																																																																	
住 所 氏 名																																																																		
事 務 所 名	事務所 ( ) 登錄 第 号																																																																	
2 図書作成者	( ) 登錄第 号 電話 ( )																																																																	
住 所 氏 名																																																																		
事 務 所 名	事務所 ( ) 登錄 第 号																																																																	
3 道路となる土地 の 地名地番																																																																		
4 申請内容	道路幅員	指定幅員	延 長	摘要																																																														
	m	m	m	側溝の種類寸法 ( ) ( ) すみ切り ( ) 箇所 回転場 ( ) 箇所																																																														
5 申 請 理 由																																																																		
※ 受付欄		※ 決裁欄																																																																
		備 考																																																																

#### ※ 添付図書

- (1) 委任状（代理人が手続きを行う場合）
- (2) 案内図 (S=1/2,500程度)
- (3) 公図の写し
- (4) 関係権利者説明状況等報告書
- (5) 現況平面図 (S=1/200以上)
- (6) 求積図及び求積表 (S=1/200以上)
- (7) 土地利用計画図 (S=1/200以上)
- (8) 縦横断面図 (S=1/200以上)
- (9) 構造図 (1/50以上)
- (10) その他必要な図書

## 2 細則外様式

細則外様式第2号

### 道路の位置の変更（廃止）事前審査願

年　月　日				
日立市長　殿				
申請者　住　所 氏　名				
1 代理者資格 住所氏名 事務所名	(　　)登録第　号　電話　(　　) 事務所(　　)登録第　号			
2 図書作成者 住所氏名 事務所名	(　　)登録第　号　電話　(　　) 事務所(　　)登録第　号			
3 変更（廃止）しようとする道路	地名地番			
	指定番号及び年月日	第　号	年　月　日	
4 変更（廃止）しようとする道路の幅員及び延長	道路幅員	指定幅員	延　長	摘要
				側溝の種類寸法 (　　) (　　) すみ切り(　　)箇所 回転場(　　)箇所
5 変更（廃止）の理由				
※受付欄	※決裁欄			

#### ※添付図書

- (1) 委任状（代理人が手続きを行う場合）
- (2) 案内図 (S=1/2,500程度)
- (3) 公図の写し
- (4) 関係権利者説明状況等報告書
- (5) 現況平面図 (S=1/200以上)
- (6) 求積図及び求積表 (S=1/200以上)
- (7) 土地利用計画図 (S=1/200以上)
- (8) 縦横断面図 (S=1/200以上)
- (9) 構造図 (1/50以上)
- (10) その他必要な図書

## 2 細則外様式

細則外様式第第3号

### 関係権利者説明状況等報告書

申請者 住所

氏名

説明者 住所

氏名

道路位置指定を受けるにあたり、関係権利者に対し計画の説明を行ったので、次の通り報告します。

説明日	権利別	分筆前の地名地番	住所 氏名

※関係権利者とは、下記の者をいいます。

- ・ 位置指定道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関する権利を有する者
- ・ 指定道路に接する土地の所有者及びその土地にある建築物若しくは工作物の所有者

## 2 細則外様式

細則外様式第4号

### 工事完了チェックリスト

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住所  
氏名

現地調査の結果、以下のとおり確認しました。

現地調査年月日		年 月 日		
現地確認者		資格 ( ) 登録第 号 氏名		
道 路	幅員	m	<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	延長	m	<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	道が同一平面で交差、接続、屈折する箇所			
	角度	度	<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	すみ切りの有無		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	すみ切りの辺の長さ	m	<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	道路の構造（舗装種別等）		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	縦断勾配		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	側溝、街きょその他の施設		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	転回広場の有無		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	転回広場の形状		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	標識の設置位置		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
	有効幅員内の障害物の有無		<input type="checkbox"/> 事前審査願のとおり	<input type="checkbox"/> 事前審査願と異なる
その他				

注1 形状が異なる道路及び道が交差、接続が複数存在する場合には適宜、表を追加して記入すること。

注2 現地が事前審査願のとおり施工されているかを確認の上、□欄に「✓」又は「■」を記入すること。

注3 「□事前審査願と異なる」欄にチェックが付いた場合は、道路位置指定申請書の提出前に、当該工事完了チェックリストに変更内容が分かる設計図書を添えて、協議を行うこと。

注4 現地確認者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士その他図面と現地を確認できる者とする。

## 2 細則外様式

細則外様式第5号

### 道 路 位 置 指 定 管 理 者 届

年 月 日

日立市長 殿

届出者 住 所  
氏 名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定道路の管理者を届出いたします。

なお、この道路に関する諸問題は、すべて管理者の責任で民事的に処理いたします。

記

道路となる土地の 地名地番		日立市
道路の管理者	住 所	
	氏 名	(印)

- (1) 自署の場合は、押印を省略することができる。
- (2) 自署以外の場合は、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。
- (3) 管理者を変更する場合は変更届（細則外様式第6号）を遅滞なく提出いたします。

## 2 細則外様式

細則外様式第6号

### 道 路 位 置 指 定 管 理 者 変 更 届

年 月 日

日立市長

殿

届出者 住 所  
氏 名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定道路の管理者変更を届出いたします。

なお、この道路に関する諸問題は、すべて管理者の責任で民事的に処理いたします。

#### 記

指 定 番 号	第 号	指定年月日	年 月 日
道路の位置	日立市		
※ 従前の管理者	住 所		
	氏 名	(印)	
※ 新たな管理者	住 所		
	氏 名	(印)	
変 更 理 由			

(上記※印欄)

- (1) 自署の場合は、押印を省略することができる。
- (2) 自署以外の場合は、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。

## 2 細則外様式

細則外様式第7号

### 指定道路境界確定事前確認願

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

下記の敷地に \_\_\_\_\_ 築をするにあたり、当該指定道路は、道路境界線確認協議図（以下「協議図」といいます。）のとおり現況が、幅員 \_\_\_\_\_ m～\_\_\_\_\_ m、延長 \_\_\_\_\_ m であり、指定時点の図面と相違しております。

つきましては、協議図のとおり位置を復元する計画をしておりますので、事前に道路の位置や後退方法等について確認願います。

#### 記

敷地の位置（地名地番）	日立市
指定道路の位置（地名地番）	日立市
指定番号 第 号	指定年月日 年 月 日

連絡先	住 所 ・ 会社名	【委任受任者】	担当者名	
			電 話	

## 2 細則外様式

細則外様式第8号

### 指定道路境界確定報告書

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

下記の敷地に \_\_\_\_\_ 築をするにあたり、当該指定道路は、道路境界線確認協議図（以下「協議図」といいます。）のとおり現況が、幅員       m～      m、延長       m であり、指定時点の図面と相違しております。

この件については、協議図の朱色線表示のとおり指定道路を復元することで、関係者等と協議を行い成立いたしましたので、報告いたします。

建築等の際は、完了検査前までに、復元境界内の建築物等（建築物、擁壁、門、塀、花壇等）の突出物は、すべて除却いたします。

並びに敷地又は建築物等の所有権等の権利を第三者に移転する場合は、本協議事項の義務について責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は当事者間で処理いたします。

#### 記

敷地の位置（地名地番）	日立市
指定道路の位置（地名地番）	日立市
指定番号 第 号	指定年月日 年 月 日

連絡先	住所 ・ 会社名	【委任受任者】	担当者名	
			電話	

## 2 細則外様式

細則外様式第8号

### 承 諾 書

図面のとおり道路の位置の復元に承諾いたします。				
殿				
年月日	権利別	地名地番	住所・氏名	承諾印
備考				

※ 「備考」欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること

※ 欄外に、道路境界線確認協議図と割印をすること。

※ 本様式以外に上記の項目を全て記載した同様の書類がある場合は任意様式でも可。

## 2 細則外様式

細則外様式第9号

### 道路位置指定協議経過報告書（暫定後退用）

年　月　日

日立市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

下記の敷地に\_\_\_\_\_築をするにあたり、当該指定道路は、別図のとおり現況が、幅員\_\_\_\_\_m～\_\_\_\_\_m、延長\_\_\_\_\_mであり、指定時点の図面と相違しております。

この件については、関係者等と復元の協議をいたしましたが、\_\_\_\_\_ため早急な解決が困難な状況です。

そのため、暫定措置として、暫定協議図の【現況中心・地番中心・地番境中心】を指定道路の中心線として、朱色線表示のとおり、下記敷地等側に後退するとともに、後退した敷地内の既存の建築物等（建築物、擁壁、門、塀、花壇等）の突出物は、すべて除却いたします。

また、今後とも協議を続行し、解決時点で指定道路境界確定報告書を提出いたしますが、これ以前に敷地又は、建物等の所有権等を第三者に移転する場合は、本協議事項の義務について、責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は当事者間で処理いたします。

#### 記

敷地の位置（地名地番）	日立市
指定道路の位置（地名地番）	日立市
指定番号 第　　号	指定年月日　　年　月　日

連絡先	住所 ・ 会社 名		【委任受任者】	担当者 名	
					電話

## 2 細則外様式

細則外様式第9号

### 関係権利者協議報告書

年月 日	権利別	地名 地番	住所・氏名	承諾 印	協議の 成・否

※本様式以外に上記の項目を全て記載した同様の書類がある場合は任意様式でも可。

上記権利者と土地の境界並びに道路の後退線の協議をしたことに相違ありません。

年　月　日  
\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 実印

## 2 細則外様式

細則外様式第 10 号

### 道路位置指定協議経過報告書(暫定一方後退用)

年 月 日

日立市長 殿

報告者 住 所  
氏 名

下記の敷地に \_\_\_\_\_ 築をするにあたり、当該指定道路は、道路境界線確認協議図（以下「協議図」といいます。）のとおり現況が、幅員       m～      m、延長       m であり、指定時点の図面と相違しております。

この件については、関係者等と復元の協議をいたしましたが、\_\_\_\_\_ ため早急な解決が困難な状況です。そのため、暫定措置として、暫定協議図の朱色線表示のとおり、下記敷地等側に一方後退するとともに、後退した敷地内の既存の建築物等（建築物、擁壁、門、塀、花壇等）の突出物は、すべて除却いたします。

また、今後とも協議を続行し、解決時点で指定道路境界確定報告書を提出いたしますが、これ以前に敷地又は、建物等の所有権等を第三者に移転する場合は、本協議事項の義務について、責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は当事者間で処理いたします。

#### 記

敷地の位置（地名地番）	日立市
指定道路の位置（地名地番）	日立市
指定番号 第 号	指定年月日 年 月 日

連絡先	住 所 ・ 会社名	【委任受任者】	担当者名	
			電 話	

## 2 細則外様式

細則外様式第 10 号

### 関係権利者協議報告書

年月 日	権利別	地名 地番	住所・氏名	承諾 印	協議の 成・否

※本様式以外に上記の項目を全て記載した同様の書類がある場合は任意様式でも可。

上記権利者と土地の境界並びに道路の後退線の協議をしたことに相違ありません。

年　月　日  
\_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 実印

### 3 卷末資料

## 工事写真要領

### 1 工事写真の分類

- (1) 着手前及び完成写真
- (2) 施工状況写真
- (3) 出来形管理写真

### 2 撮影方法

写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写し込むものとする。

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 設計寸法
- (4) 実測寸法
- (5) 略図等

### 3 撮影箇所

区分		撮影項目	撮影箇所
着手前・完成	着手	—	全景（二方向以上）、近景（既存建築物、工作物、電柱等）
	完成	—	全景（二方向以上）、近景（すみ切り、転回広場、浸透柵、工作物等）
	境界杭	各杭毎	
施工状況		施行中の写真	工種、種別毎に計画図に従い施工していることが確認できるように適宜
出来形管理		路盤工	敷均し厚さ・転圧状況
			整正状況
			厚さ（整正後）
			幅（整正後）
		表層工	敷均し厚さ・転圧状況
			整正状況
			厚さ（整正後）
			幅（整正後）
		不可視部分の施工	適宜

※ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成してください。